

## ○ 土壤環境

### 1. 土壤汚染対策法に基づく報告等や区域指定の状況

「土壤汚染対策法」では、土壤汚染の状況を把握するための調査や汚染が判明した場合は、その区域を指定して、汚染によって人の健康に係る被害が生じないように汚染の除去等の措置を実施することなどについて定めている。

#### (1) 土壤汚染対策法（以下「法」という。）の報告など届出件数

| 手続きの名称              | 関係法令        | 件数 | 備考   |
|---------------------|-------------|----|--|
| 土壤汚染状況調査結果報告書       | 法第3条第1項     | 0  | 土地所有者等からの土壤汚染状況調査報告の届出                               |
| 法第3条第1項ただし書の確認申請書   | 法第3条第1項     | 4  | 調査義務の一時的免除申請   |
| 土地利用方法変更届出書         | 法第3条第5項     | 0  | 法第3条第1項ただし書の確認を受けた者が土地利用方法の変更をしようとするときの届出            |
| 土地利用状況報告書           | 市法施行細則第4条   | 24 | 法第3条第1項ただし書の確認を受けた者からの状況報告                           |
| 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 | 法第3条第7項     | 3  | 法第3条第1項ただし書の確認を受けた者からの900㎡以上の土地の形質の変更の届出             |
| 土壤汚染状況調査結果報告書       | 法第3条第8項     | 3  | 土地所有者等からの土壤汚染状況調査報告の届出                               |
| 特定有害物質の種類のお知らせ      | 法施行規則第3条第3項 | 1  | 土壤汚染状況調査における調査実施者からの申請                               |
| 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 | 法第4条第1項     | 28 | 3,000㎡以上又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更の届出 |

|                                   |                  |   |   |
|-----------------------------------|------------------|---|---|
| 土壌汚染状況調査<br>結果報告書                 | 法第4条<br>第2項      | 3 | 土地所有者等からの土壌汚染<br>状況調査報告の届出                |
| 汚染除去等計画書                          | 法第7条<br>第1項      | 1 | 要措置区域内の土地所有者等<br>からの汚染除去等計画書              |
| 形質変更時届出区域内<br>における土地の形質の変<br>更届出書 | 法第12条<br>第1、2、3項 | 0 | 形質変更時届出区域に<br>おいて土地の形質の変更を<br>しようとするときの届出 |
| 指定の申請書                            | 法第14条<br>第1項     | 1 | 土地所有者等からの<br>区域指定の申請                      |

## (2) 法に基づく区域指定の状況

### 要措置区域

| 指定<br>番号 | 所在地                 | 指定日       | 解除日 |
|----------|---------------------|-----------|-----|
| 要-1      | 豊橋市豊栄町字西530番の<br>一部 | 令和5年1月23日 | —   |

### 形質変更時届出区域

| 指定<br>番号 | 所在地                              | 指定日         | 解除日        |
|----------|----------------------------------|-------------|------------|
| 形-1      | 豊橋市前田南町二丁目19、<br>20、21の各一部       | 平成25年3月18日  | 平成26年3月24日 |
| 形-2      | 豊橋市白河町78番<br>の一部                 | 平成25年7月29日  | 平成26年1月14日 |
| 形-3      | 豊橋市曙町字松並101番、<br>101番2、101番3の各一部 | 平成27年5月25日  | 平成31年2月5日  |
| 形-4      | 豊橋市原町字塘下1<br>の一部                 | 平成29年12月19日 | 平成30年3月9日  |
| 形-5      | 豊橋市豊栄町字西530番の<br>一部              | 令和4年11月24日  | —          |

## 2. 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく報告

土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染が判明した場合の拡散防止に関する措置や土地の形質変更時の義務等について定めている。

### (1) 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）に基づく報告など届出件数

| 手続きの名称                              | 県条例                                | 件数 | 備考  |
|-------------------------------------|------------------------------------|----|---|
| 土壌汚染等<br>調査結果報告書                    | 第 39 条第 2、3、4 項<br>第 39 条の 2 第 2 項 | 2  |   |
| 過去の特定有害物質等<br>取扱事業所設置状況等<br>調査結果報告書 | 第 39 条の 2 第 1 項                    | 26 | 3,000 m <sup>2</sup> 以上又は現に有害<br>物質使用特定施設が設置<br>されている土地では 900 m <sup>2</sup><br>以上の土地の形質の変更に<br>ついて、土地の利用履歴の<br>調査結果を報告 |
| 土壌又は地下水の<br>汚染の状況等の届出書              | 第 40 条第 2 項                        | 0  | 応急措置報告  |
| 措置完了報告書                             | 第 40 条第 4 項                        | 0  | 汚染の除去措置の完了報告  |
| 土壌又は地下水の<br>汚染の状況等の届出書              | 第 45 条第 1 項                        | 0  | 自主調査の結果及び今後講<br>ずる措置等の報告  |